

## 川崎町観光施設事業経営戦略

(令和4年度改定)

団 体 名 : 宮城県 川崎町

事 業 名 : 温泉事業特別会計

策 定 日 : 令和 元 年 11 月 (令和4年6月改定)

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

令和 13 年度

## 1. 事業概要

\* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

## (1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 度	昭 和 39 年 度
事 業 の 種 類	温 泉	施 設 名	青 根 温 泉 施 設
職 員 数	1 人(兼 任)		
事 業 の 内 容	青根温泉にある7ヶ所の源泉から温泉を集めて一括管理し、各温泉施設へ供給事業を行う。 温泉使用料を原資に施設・機器の更新工事を行う。		
年 間 利 用 状 況 ※ 単位を明記すること ※ 過去3年度分を記載	H30 98千人 <b>R3 102千人</b>	H29 102千人 <b>R2 92千人</b>	H28 103千人 <b>R1 102千人</b>
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※ 過去3年度分を記載	H30 149% <b>R3 139%</b>	H29 165% <b>R2 138%</b>	H28 137% <b>R1 183%</b>
経 費 回 収 率 * ※ 過去3年度分を記載	H30 149% <b>R3 125%</b>	H29 140% <b>R2 111%</b>	H28 137% <b>R1 182%</b>
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	なし	
	イ 指定管理者制度	なし	
	ウ PPP・PFI	なし	

\* 法適  $\left( \frac{\text{主営業収益} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100 \right)$  非適  $\left( \frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}} \times 100 \right)$

(2) 料 金 形 態 \*施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

料金の概要・考え方	川崎町温泉供給条例第18条に基づき温泉使用料を計算している。			
		供給区分	供給量	使用料
	1	営業用	毎分 1.8リットル	月額 4,420円
	2	公共用の内公衆浴場以外	毎分 1.8リットル	月額 1,500円
	3	公共用の内公衆浴場	毎分 上記以外の湯量	1人1回 20円
4	短期 増量 供給	毎分 1.8リットル	1日 200円	
				45度～55度
		<b>温泉使用料の算定方法</b> (毎分供給量 ÷ 1.8ℓ) × 月額4,420円 = A A × 消費税額 = 月額使用料(1円未満切り捨て)		

(3) 施設を取り巻く環境等 \*周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

みやぎ蔵王の麓にある青根温泉は、開湯以来500年の歴史があり、仙台藩主の御殿場としても利用された由緒ある温泉。7ヶ所ある源泉から集めた温泉を町が一括管理し、各温泉施設へと供給している。泉質は、単純温泉・低張性弱アルカリ性高温泉で、神経痛、筋肉痛、関節炎などの効能があるとされている。

## 2. 経営の基本方針

青根温泉内にある各旅館、宿泊施設、共同浴場への安定した温泉の供給と、施設の維持管理に努める。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

\* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの内訳も作成すること。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たつての説明

\* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

7ヶ所ある源泉について、温泉をくみ上げるためのポンプ等設備を定期的に更新していく。揚湯管の入替えについても順次進めていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

財源については、各温泉施設からの温泉使用料が主な収入源となっている。  
ポンプ更新や突発的な設備修繕がある場合、財源が不足する場合には、温泉基金積立金から繰入れを行い対応する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員の給与費については、兼務する職員1名分を水道会計と按分することで、経費を抑制している。  
その他の経費の内訳は、大部分が光熱費が占めており、源泉ポンプの電気代になっている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\*1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

\*2 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	源泉ポンプ等を計画的に更新していくことで、投資の平準化を目指す。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	現状どおり施設を維持していく。
防災・安全対策に関する事項	特になし
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	特になし
その他	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	料金体系は現状どおり。消費税増税に伴う対応を行う。
利用状況に関する事項	各温泉施設の利用状況に合わせて、温泉供給を行う。
繰入金に関する事項	収入に不足が生じた場合、温泉基金から繰入れを行う。
資産の有効活用に関する事項	特になし
その他	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	特になし
職員給与費に関する事項	兼務職員1名の給与半年分を計上し、経費を抑制していく。 (残りは水道会計から支出)
委託費に関する事項	10年に1度実施している温泉分析調査は外部機関に委託する。 その他の検査(レジオネラ菌等)は随時検査を委託する。
その他	特になし

4. 公営企業として実施する必要性など

\* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	青根温泉にある各温泉施設への安定供給と施設の維持管理に努め、「青根温泉」というブランドを今後も確立していくため事業を継続する必要がある。
公営企業として実施する必要性	町が温泉を管理していく以上、必要であると思われる。 将来的には、青根温泉旅館組合等、地元団体が管理運営していくことが望ましい。

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。

3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	投資・財政計画を中心に、毎年度進捗管理を行う。 また策定5年後には中間検証を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。
---------------------	---

(単位:千円、%)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
区 分														
収 益 的 収 入	1 総 収 入 益 (A)	11,393	11,845	15,396	11,704	11,704	11,704	11,703	11,703	12,803	11,703	11,703	11,702	
	(1) 営 業 収 入 益 (B)	9,104	10,657	11,106	10,444	10,444	10,444	10,443	10,443	10,443	10,443	10,443	10,442	
	ア 料 金 収 入 益 (C)	7,503	10,608	11,054	10,395	10,395	10,395	10,395	10,395	10,395	10,395	10,395	10,395	
	イ 受 託 工 事 収 入 益 (D)													
	ウ その他	1,601	49	52	49	49	49	48	48	48	48	48	47	
	(2) 営 業 外 収 入 益 (E)	2,289	1,188	4,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	2,360	1,260	1,260	1,260	
	ア 他 会 計 繰 入 金 (F)													
	イ その他	2,289	1,188	4,290	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	2,360	1,260	1,260	1,260	
	2 総 営 業 費 用 (D)	8,236	8,552	9,645	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	9,800	8,700	8,700	8,700	
	(1) 営 業 費 用 (E)	8,236	8,552	9,645	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	9,800	8,700	8,700	8,700	
	ア 職 員 給 与 費 (F)	2,974	3,139	3,203	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	
	イ 退 職 手 当 費 (G)													
	ウ その他	5,262	5,413	6,442	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	6,600	5,500	5,500	5,500	
	(2) 営 業 外 費 用 (H)													
ア 支 払 利 息 (I)														
イ 一 時 借 入 金 利 息 (J)														
ウ 資 本 費 平 準 化 債 分 配 金 (K)														
イ その他														
3 収 支 差 引 (A)-(D)-(E)	3,157	3,293	5,751	3,004	3,004	3,004	3,003	3,003	3,003	3,003	3,003	3,002		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)													
	(1) 地 方 債 借 入 金 (G)													
	ウ 資 本 費 平 準 化 債 借 入 金 (H)													
	(2) 他 会 計 補 助 金 (I)													
	(3) 他 会 計 借 入 金 (J)													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (K)													
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金 (L)													
	(6) 工 事 負 担 金 (M)													
	(7) そ の 他 (N)													
	2 資 本 的 支 出 (G)	3,157	3,293	5,750	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	(1) 建 設 費 (H)	3,157	3,293	5,750	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	ウ 職 員 給 与 費 (I)													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (J)													
	ウ 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金 (K)													
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (L)														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (M)														
(5) そ の 他 (N)														
3 収 支 差 引 (F)-(G)-(H)	△ 3,157	△ 3,293	△ 5,750	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000		
収 支 再 差 引 (E)+(I)			1	4	4	4	3	3	3	3	3	2		
積 立 金 (J)														
前 年 度 繰 上 充 用 金 (K)	1	1												
形 式 収 支 (L)-(K)-(M)-(N)	1	1	1	4	4	4	3	3	3	3	3	2		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 差 (P)	1	1	1	4	4	4	3	3	3	3	3	2		
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )														
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	138	139	160	135	135	135	135	135	131	135	135	135		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	9,104	10,657	11,106	10,444	10,444	10,444	10,443	10,443	10,443	10,443	10,443	10,442		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)/(S) × 100 (T)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (V)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 規 模 (W)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100) (X)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)														
地 方 債 残 高 (Z)														

年 度		前年度 (決算見込)	前年度 (決算見込)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分													
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金												
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金												
合 計													

(単位:千円)